

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税、都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	土地改良制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 土地改良区等は、土地改良事業を実施することを目的として設立された公共法人であり、その事業の公共性・公益性の高さから、各税目（法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、特別土地保有税、都市計画税、地方消費税）において、税制上の優遇措置が講じられている。</p> <p>・特例措置の内容 今般検討中の土地改良法の見直し後においても、土地改良区等が行う事業の公共性・公益性の高さは変わらないことから、法改正を前提に税制上の優遇措置の継続を要望する。</p>	
関係条文	[—]	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 改正食料・農業・農村基本法においては、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることとされたところ。 これを踏まえ、「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（第7回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）」等に基づき、人口減少下における農業用インフラの保安全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野に土地改良法の見直しを検討している。</p> <p>(2) 施策の必要性 気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるよう、土地改良法の見直しを行い、農業用インフラの保安全管理を進めるため必要な措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—